廃棄物等の埋立処分計画



令和４年２月

（令和８年 10 月　一部改定）

東京都

はじめに

東京の都市機能の維持発展のためには、廃棄物等を処理する埋立処分場を確保していくことが必要不可欠である。しかしながら、新海面処分場の後、東京港内に新たな埋立処分場を確保することは極めて困難であることから、現在の埋立処分場をできるだけ長期間にわたって使用することが強く求められている。

このような認識のもと、東京都では埋立処分場の延命化を目的として、埋立廃棄物等の種類、量、期間などを定めた計画を策定してきた。平成３年７月に「廃棄物等の処理処分の長期的展望について」を策定し、さらに、平成１０年５月に「廃棄物等の埋立処分計画」を策定し、以後、おおむね５年ごとに見直すこととし、平成１５年１月改定、平成１９年１月改定、平成２４年２月改定、平成２５年１２月一部改定、平成２９年２月改定を経て、現在に至っている。

その後、令和３年２月に東京二十三区清掃一部事務組合が「一般廃棄物処理基本計画」を策定し社会環境変化を踏まえた最終処分量の減量化施策を示すとともに、令和３年９月には、令和７年度までの東京都の廃棄物行政の基本的な方向を示した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されたところである。

こうした背景から、関係局で構成する新海面処分場埋立処分対策検討委員会において、今後１５年間の埋立処分量を推計し、埋立総量の削減等について検討を行ってきた。

この度、これまでの検討結果を踏まえ、現行の処分計画について必要な見直しを図り、限りある埋立処分場の延命化という重要な課題に応えるため、既定計画を改定するものである。

目　　次

Ⅰ　廃棄物等の埋立処分計画策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　廃棄物等の種類別受入方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　廃棄物等の埋立処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　廃棄物等の予測及び減量・資源化の施策・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

2　産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

3　都市施設廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

4　しゅんせつ土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

5　建設発生土等（都内公共工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

6　広域処理支援による廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

Ⅳ　新海面処分場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

1　容量増大を図る施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

2　廃棄物埋立護岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅰ　廃棄物等の埋立処分計画改定の基本方針

１　計画の期間

今回改定する廃棄物等の埋立処分計画（以下「改定計画」という。）の計画期間は、従前の廃棄物等の埋立処分計画（以下「既定計画」という。）と同様に１５年間とし、令和４年度から令和１８年度までとする。

また、当初５年間は年度毎に処分量を定め、その後の１０年間については、５年間分をまとめて計画する。

なお、埋立処分計画は引き続き、おおむね５年ごとに見直していくこととする。

２　廃棄物等の種類別受入方針

⑴　一般廃棄物

区部から発生する一般廃棄物は、中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図った上で全量を受け入れる。

⑵　産業廃棄物

産業廃棄物は、事業者責任により処理されるべきであるが、都内の中小企業から排出される産業廃棄物については、中間処理を行ったもののうち、都の最終処分場の受入基準を満たすものに限り、一定量を受け入れる。

また、都内から発生する廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）については、セメント固化し、プラスチック袋で二重に梱包したものを受け入れる。

⑶　都市施設廃棄物

都の上・下水道施設等から排出される都市施設廃棄物（上水スラッジ、下水汚泥及び道路・河川・港湾清掃ごみ）は、中間処理を行うことを前提に受け入れる。

⑷　しゅんせつ土

都内の河川及び東京港内から発生するしゅんせつ土は、事業の公共性から、有効利用できるものを除いて受け入れる。

⑸　建設発生土等

建設発生土等は、都内の公共事業から発生するものを優先し、埋立処分場の基盤整備に必要な量を受け入れる。

また、都内の公共事業から発生する建設泥土については、建設資材として再利用するために改良した建設泥土改良土を受け入れる。

(6) 広域処理支援による廃棄物

ア 一般廃棄物

令和７年１月埼玉県川口市及び令和７年７月埼玉県蕨・戸田市の清掃工場の火災を受けて、同市の一般廃棄物の可燃ごみを焼却灰として一定量受け入れる。

イ 災害廃棄物

令和６年能登半島地震により石川県で発生した災害廃棄物及び令和７年１０月の台風により八丈島で発生した災害廃棄物のうち、可燃性廃棄物を焼却灰として一定量受け入れる。

*覆土材等

廃棄物の埋立処分に使用する覆土材等には、都内の公共事業から発生する建設発生土及び建設泥土改良土等を使用する。

Ⅱ 廃棄物等の埋立処分計画

新海面処分場の延命化のため、廃棄物等の更なる減量化や有効利用に積極的に努めることとし、廃棄物等の発生予測量及び埋立処分計画をそれぞれ表－１及び表－２のとおり設定する。

廃棄物等の発生予測量は、一般廃棄物、産業廃棄物、都市施設廃棄物及び広域処理支援による廃棄物が１６，４２４万ｔ、しゅんせつ土及び建設発生土等が１０，５１９万m^3である。

減量・資源化後の埋立処分量は、全体で２，３５７万m^3（３，５２２万ｔ）である。

また、改定計画の埋立処分量は、既定計画を超えることがないよう、減量・資源化について検討・調整し、既定計画より９％削減したものとなっている（図－１ 埋立処分量の比較、図－２ ５年ごとの埋立処分量の比較、図－３ 廃棄物等の埋立処分計画（廃棄物系)、図－４ 廃棄物等の埋立処分計画（土砂系))。

表－１　廃棄物等の発生予測量

（廃棄物系）　　（単位：万ｔ）

年度		4～8						9～13 (5年間)	14～18 (5年間)	合計(4～18) (15年間)
		4	5	6	7	8	(小 計)			
廃棄物	一般廃棄物*1	279	280	280	281	281	1,401	1,398	1,378	4,177
	産業廃棄物*2	632	634	636	638	639	3,179	3,206	3,208	9,593
	都市施設廃棄物	172	174	177	177	177	877	885	885	2,647
	上水スラッジ	8	8	8	8	8	40	40	40	120
	下水汚泥	164	166	169	169	169	837	845	845	2,527
	広域処理支援による廃棄物			2	4	1.4	7.4			7.4
	一般廃棄物*3			1	3	1	5			5
	災害廃棄物*4			1	1	0.4	2.4			2.4
計		1,083	1,088	1,095	1,100	1,098	5,464	5,489	5,471	16,424

（土砂系）　　（単位:万m^3）

しゅんせつ土		166	166	166	194	194	886	796	737	2,419
	河川しゅんせつ土	28	28	28	56	56	196	241	182	619
	港湾しゅんせつ土	138	138	138	138	138	690	555	555	1,800
建設発生土等		540	540	540	540	540	2,700	2,700	2,700	8,100
計		706	706	706	734	734	3,586	3,496	3,437	10,519

＊1　一般廃棄物の数値については、23区が扱うごみ量(資源ごみ収集を除く。)の予測量とする。
＊2　産業廃棄物の数値については、中小企業が排出する産業廃棄物の排出量の予測量とする。
＊3　一般廃棄物は、令和７年１月埼玉県川口市及び令和７年７月埼玉県蕨・戸田市の清掃工場の火災を受けて、同市の一般廃棄物の可燃ごみを２３区の清掃工場へ受け入れる予測量とする。
＊4　災害廃棄物は、令和６年能登半島地震により石川県で発生した災害廃棄物及び令和７年10月の台風により八丈島で発生した災害廃棄物のうち、可燃性廃棄物を２３区の清掃工場で受け入れる最大量とする。

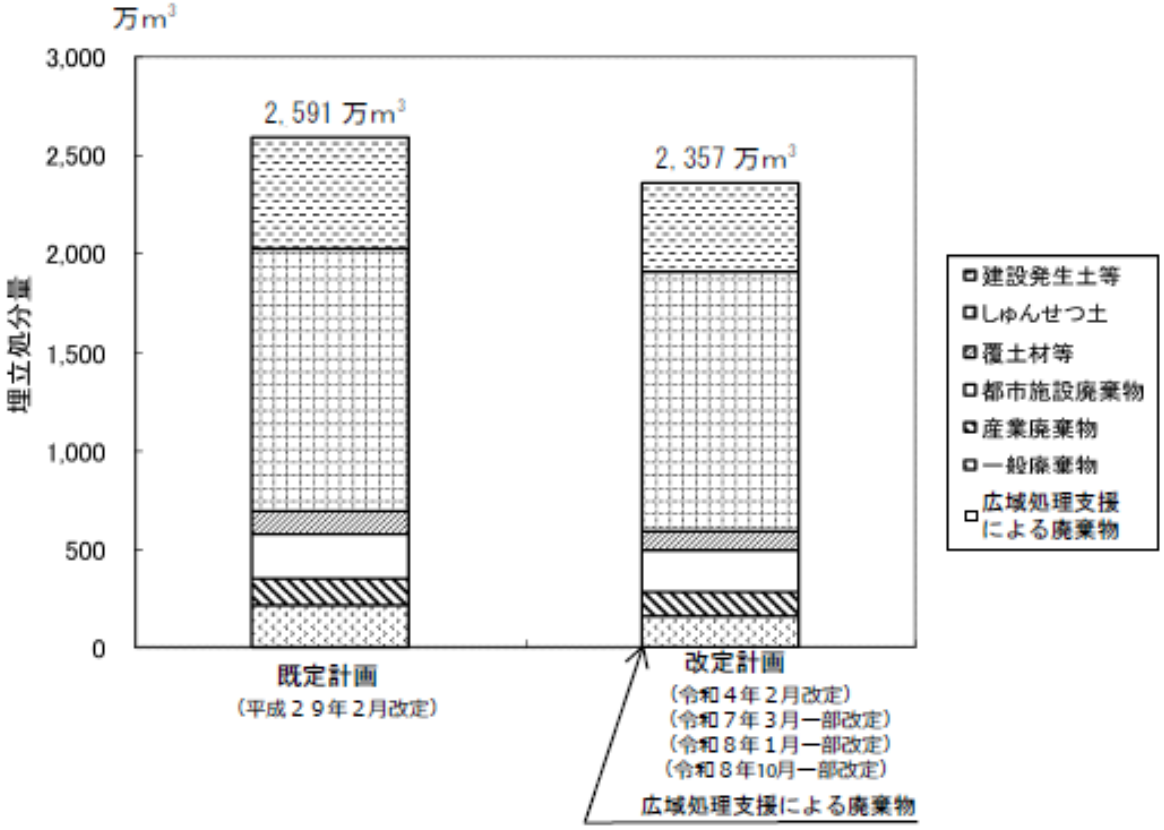
表-2　廃棄物等の埋立処分計画量

〔単位:左側万m^3、右側()内万t〕

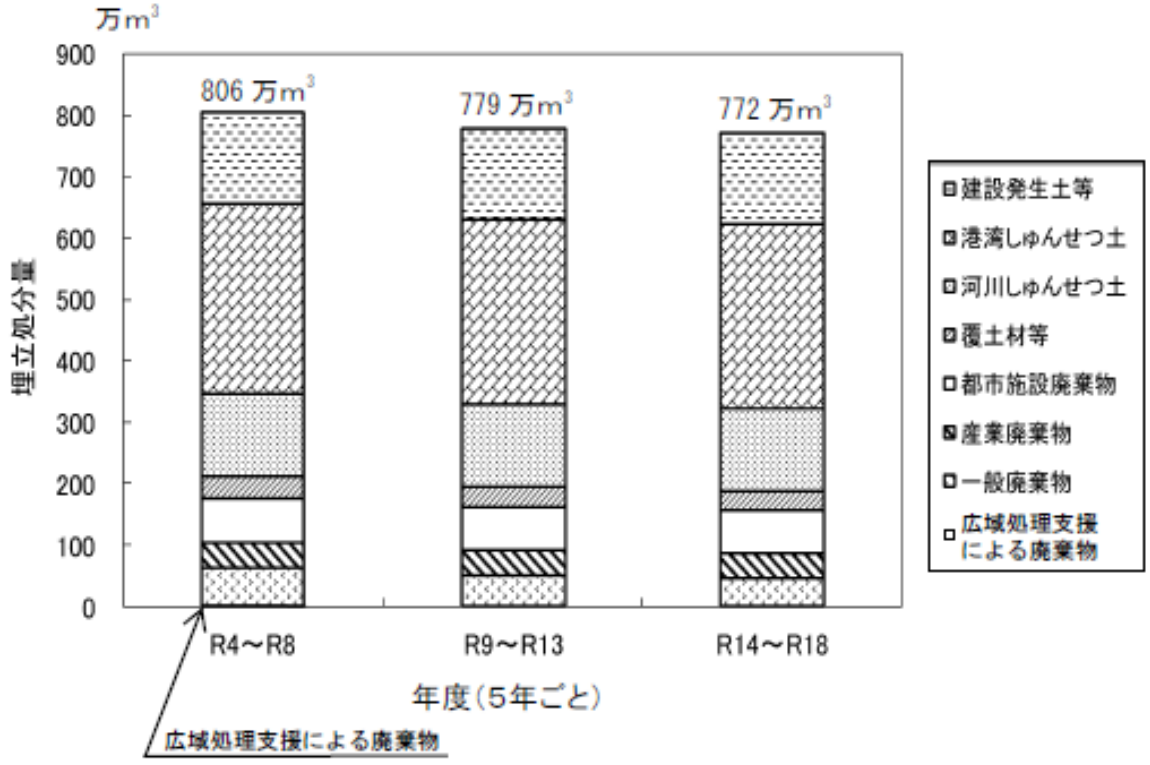
年度	4～8										9～13 (5年間)		14～18 (5年間)		合計(4～18) (15年間)			
	4		5		6		7		8		(小 計)							
廃棄物	38	(53)	36	(51)	35	(49)	34	(48)	33	(47)	175	(250)	162	(226)	156	(215)	493	(691)
一般廃棄物	14	(27)	13	(25)	13	(24)	12	(23)	11	(22)	63	(121)	52	(99)	46	(88)	161	(308)
産業廃棄物	8	(8)	8	(8)	8	(8)	8	(8)	8	(8)	40	(40)	40	(40)	40	(40)	120	(120)
都市施設廃棄物	16	(18)	15	(18)	14	(17)	14	(17)	14	(17)	72	(89)	70	(87)	70	(87)	212	(263)
上水スラッジ	4	(4)	3	(3)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	12	(15)	10	(12)	10	(12)	32	(39)
下水汚泥	12	(14)	12	(15)	12	(15)	12	(15)	12	(15)	60	(74)	60	(75)	60	(75)	180	(224)
広域処理支援による廃棄物					0.10	(0.20)	0.15	(0.30)	0.06	(0.12)	0.31	(0.62)					0.31	(0.62)
一般廃棄物					0.05	(0.10)	0.10	(0.20)	0.05	(0.10)	0.20	(0.40)					0.20	(0.40)
災害廃棄物					0.05	(0.10)	0.05	(0.10)	0.01	(0.02)	0.11	(0.22)					0.11	(0.22)
覆土材等	8	(14)	7	(13)	7	(13)	7	(13)	7	(13)	36	(66)	32	(58)	31	(56)	99	(180)
小計	46	(67)	43	(64)	42	(62)	41	(61)	40	(60)	211	(316)	194	(284)	187	(271)	592	(871)
しゅんせつ土	89	(125)	89	(125)	89	(125)	89	(125)	89	(125)	445	(623)	435	(609)	435	(609)	1,315	(1,841)
河川しゅんせつ土	27	(38)	27	(38)	27	(38)	27	(38)	27	(38)	135	(189)	135	(189)	135	(189)	405	(567)
港湾しゅんせつ土	62	(87)	62	(87)	62	(87)	62	(87)	62	(87)	310	(434)	300	(420)	300	(420)	910	(1,274)
建設発生土等	30	(54)	30	(54)	30	(54)	30	(54)	30	(54)	150	(270)	150	(270)	150	(270)	450	(810)
小計	119	(179)	119	(179)	119	(179)	119	(179)	119	(179)	595	(893)	585	(879)	585	(879)	1,765	(2,651)
合計	165	(246)	162	(243)	161	(241)	160	(240)	159	(239)	806	(1,209)	779	(1,163)	772	(1,150)	2,357	(3,522)

※　覆土材等の量は、一般・産業・都市施設廃棄物の容積の総量に対して20%とした。
※　四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

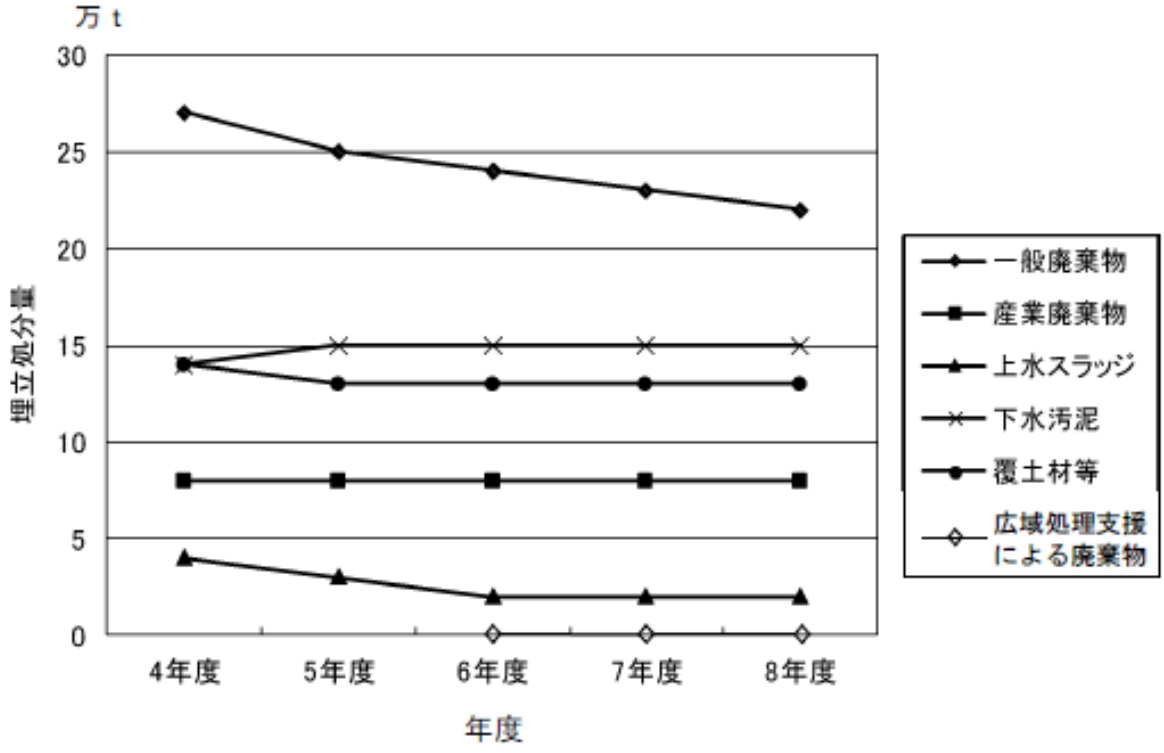
図－１ 埋立処分量の比較



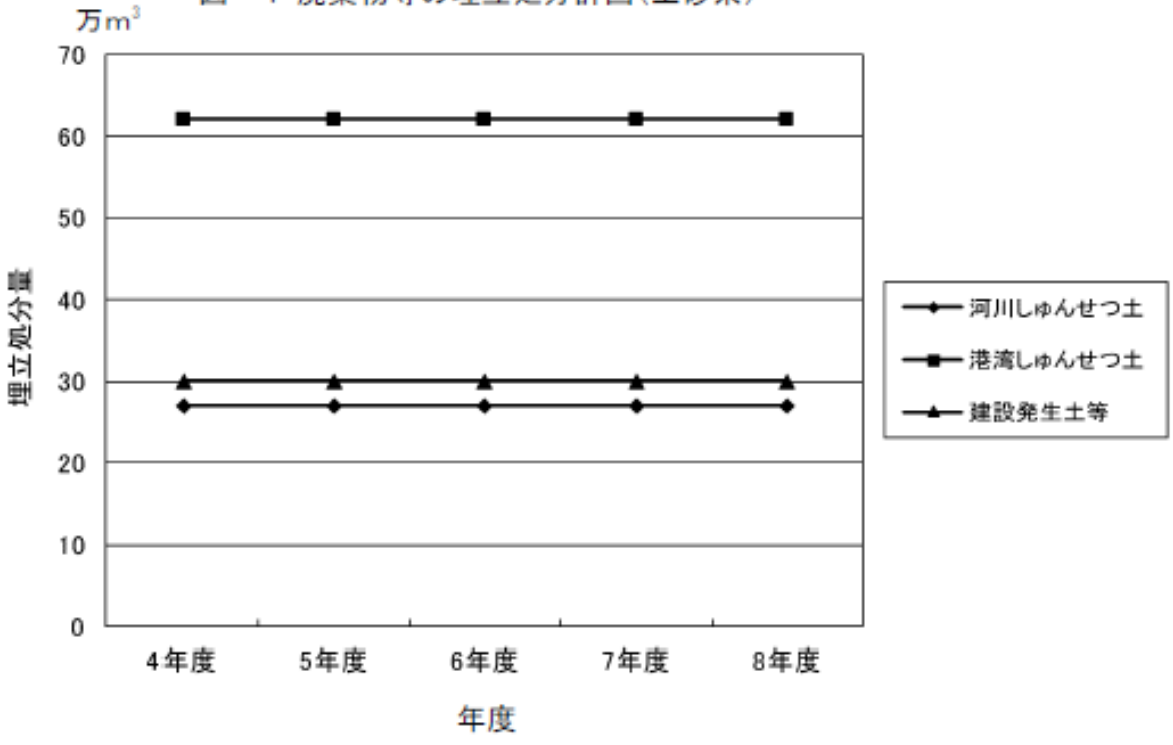
図－２ ５年ごとの埋立処分量の比較



図－３ 廃棄物等の埋立処分計画（廃棄物系）



図－４ 廃棄物等の埋立処分計画（土砂系）



Ⅲ　廃棄物等の予測及び減量・資源化の施策

１　一般廃棄物

一般廃棄物については、平成１２年４月１日をもって清掃事業が都から特別区に移管されたことに伴い、収集・運搬を各特別区が、中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が行っている。

このため、一般廃棄物の減量･資源化施策は、各特別区及び清掃一組が実施している。

一方、都は、最終処分場の設置・管理を引き続き行っていくこととなり、特別区から委託を受けて、埋立処分を行っている。

(1)　一般廃棄物量及び埋立処分量

一般廃棄物量及び埋立処分量は、清掃一組が令和３年２月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」を参考に推計した。

表－３に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの一般廃棄物発生予測量は、４，１７７万ｔであり、減量・資源化後の埋立処分量は３０８万ｔ（１６１万m^3）となる。

表－３　一般廃棄物発生予測量及び埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
一般廃棄物量（万ｔ）	１，４０１	１，３９８	１，３７８	４，１７７
埋立処分量（万ｔ）	１２１	９９	８８	３０８
〃　（万m^3）	（６３）	（５２）	（４６）	（１６１）

(2)　減量・資源化施策

ア　各特別区及び清掃一組の施策

家庭系については、分別収集計画に基づく容器包装廃棄物の分別収集の促進、資源ごみ回収等を引き続き実施するなど今後とも減量・資源化の取組を進めていく。

事業系については、大規模事業所に対する指導を強化するとともに廃棄物の発生抑制や紙類等のリサイクルを推進していく。

２３区内の清掃工場で発生する焼却灰等については、民間施設を活用したセメント原料化や徐冷スラグ化を拡大していく。

不燃ごみ・粗大ごみを破砕・選別処理した残さのうち焼却可能なものについては焼却処理を行い、埋立処分量の削減を進めていく。

イ　都の支援施策

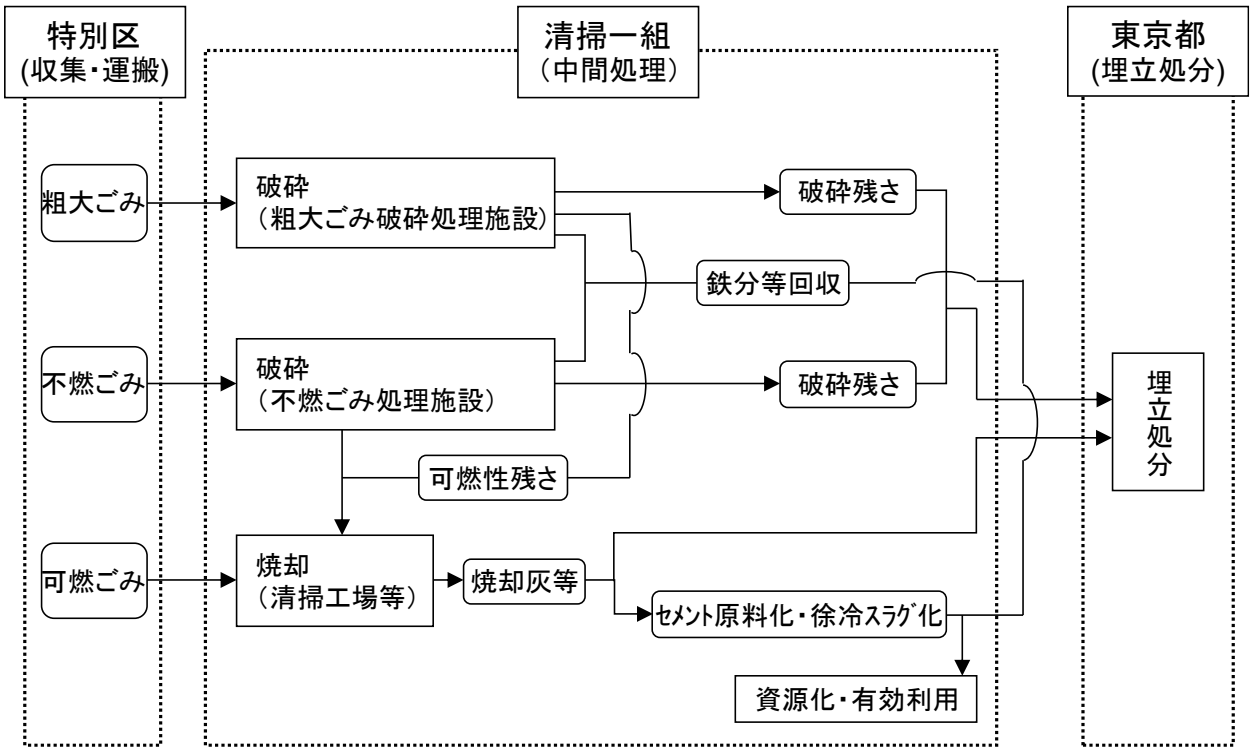
一般廃棄物処理施設及びリサイクル施設の高効率化・最適化、適正処理困難廃棄物対策などに対する充実を図っていく。

廃プラスチックの焼却を削減するため、特別区が実施する容器包装廃棄物の分別収集を促進し、プラスチック削減プログラムに掲げた目標（２０３０年までに４０％の焼却量を削減）に向けて事業費用の一部を支援することや、進捗状況の公表等により、容器包装プラスチックのリサイクルを促進させる。

また、水銀含有廃棄物の適正処理、食品廃棄物の発生抑制・リサイクル、小型電子機器等再資源化促進事業などについても、取組拡大のための支援を行う。

リサイクルと適正処理の両面を考慮するとともにコストや利便性、現場実態に配慮した事業系廃棄物の３Ｒのルールづくりに、都と区市町村が連携して取り組んでいく。

(3)　処理・処分のフロー



２　産業廃棄物

(1)　排出予測量、要埋立処分量及び受入埋立処分量

中小企業の産業廃棄物については、過去の実態調査等により、排出量等を予測した。表－４に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの排出予測量は９，５９３万ｔであり、減量・資源化後の要埋立処分量は４５４万ｔである。

このうち、都の最終処分場で受け入れる量は１２０万ｔ（１２０万m^3）とする。

表－４　中小企業の産業廃棄物の排出予測量、
要埋立処分量及び受入埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
排出予測量（万ｔ）	３，１７９	３，２０６	３，２０８	９，５９３
要埋立処分量（万ｔ）	１５４	１５０	１５０	４５４
受入埋立処分量（万ｔ）	４０	４０	４０	１２０
〃　（万m^3）	（４０）	（４０）	（４０）	（１２０）

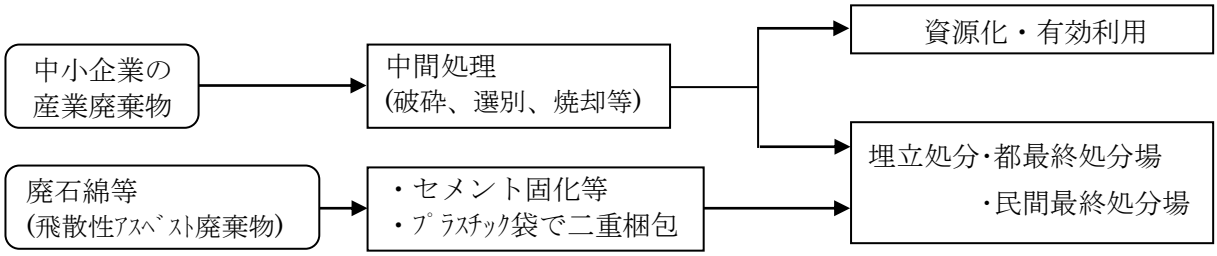
(2)　減量・資源化施策

処分量の削減に向け、東京都廃棄物処理計画に基づき以下の取組を進める。

廃プラスチック類については一層のリサイクルを推進するため、オフィスビル等への３Ｒアドバイザーによる的確な助言を通じて、プラスチックのリサイクルに向けた事業者の取組を促進する。

その他の産業廃棄物についても、排出事業者の分別及び減量化を促進し、最終処分量の削減を進めていく。

(3)　処理・処分のフロー



※　都最終処分場に搬入する場合はセメント固化、かつ、プラスチック袋で二重梱包

３　都市施設廃棄物

(1)　上水スラッジ

ア　発生予測量及び埋立処分量

上水スラッジは、沈殿・ろ過の浄水処理工程で発生する。

過去の実績及び原水量、河川原水濁度、凝集剤注入率などを基に、上水スラッジの発生量を予測した。

表－５に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの発生予測量は１２０万ｔであり、資源化・有効利用後の埋立処分量は３９万ｔ（３２万m^3）である。

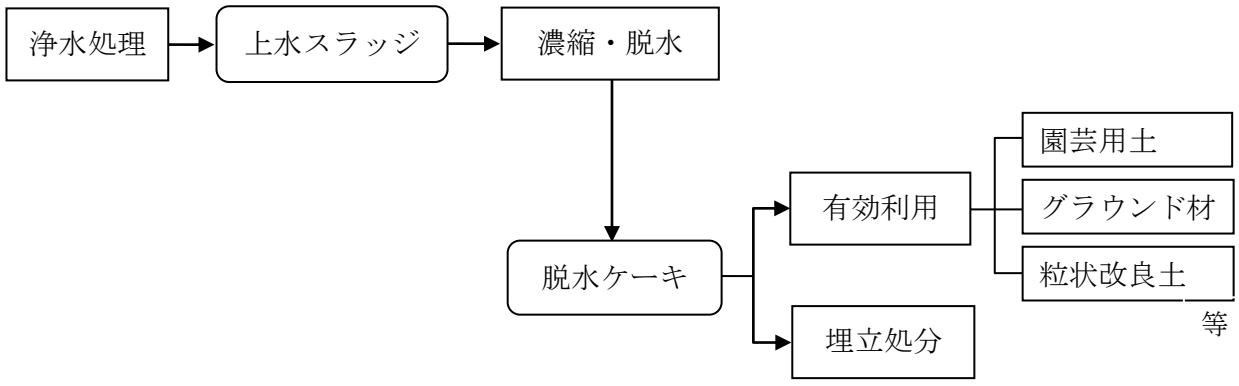
表－５　上水スラッジの発生予測量及び埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
発生予測量（万ｔ）	４０	４０	４０	１２０
埋立処分量（万ｔ）	１５	１２	１２	３９
〃　（万m^3）	（１２）	（１０）	（１０）	（３２）

イ　減量・資源化施策

上水スラッジの有効利用は、園芸用土・グラウンド材として活用することを優先的に実施する。しかし、東日本大震災の影響により、これらの利用量が低下していることから、引き続き利用事業者への積極的なＰＲ、情報提供を行うとともに、粒状改良土等への再資源化処理を並行して実施することで、有効利用の拡大に努めていく。

ウ　処理・処分のフロー



(2) 下水汚泥

ア 発生予測量及び埋立処分量

下水の沈殿処理や生物処理で発生する汚泥を濃縮・脱水処理した脱水汚泥と、下水処理の支障になるため除去しなければならないしさ・ふさ等を下水汚泥の発生量として予測した。

脱水汚泥の発生量は、各水再生センターにおける流入水量、流入水と放流水の水質の予測、合流式下水道の改善対策事業の計画等に基づき算出した。しさ・ふさ等の発生量は、過去の実績に基づき算出した。

表－６に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの発生予測量は２，５２７万ｔであり、減量・資源化後の埋立処分量は資源化率の実績等も考慮し、２２４万ｔ（１８０万m^3）である。

表－６　下水汚泥※の発生予測量及び埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
発生予測量（万ｔ）	８３７	８４５	８４５	２，５２７
埋立処分量（万ｔ）	７４	７５	７５	２２４
〃　（万m^3）	（６０）	（６０）	（６０）	（１８０）

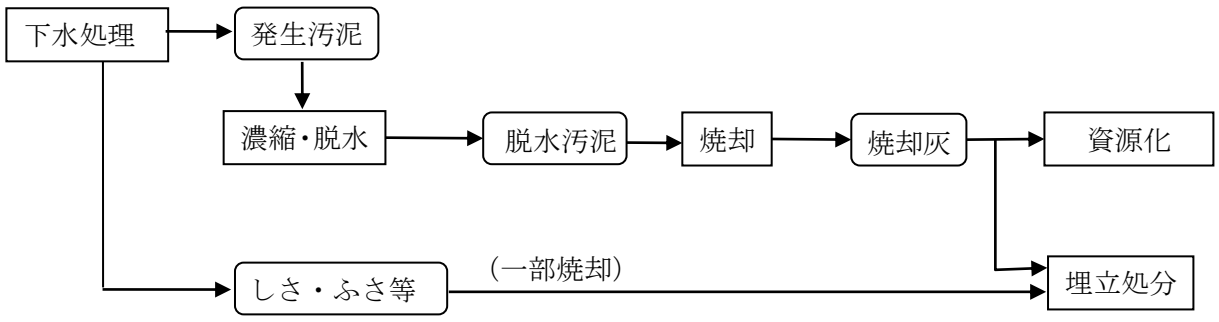
※脱水汚泥としさ・ふさ等を含む

イ 減量・資源化施策

平成１５年度に達成した下水の汚泥の全量焼却体制を今後も維持し、埋立処分量の抑制に努める。

下水の汚泥の資源化施策としては、コンクリート二次製品及び軽量骨材などの建設資材等への利用に加え、脱水汚泥から炭化物を製造する汚泥炭化事業を実施している。資源化率は、徐々に回復傾向にあるが、東日本大震災の影響が続いており、今後も、安全性に配慮しながら受入量の拡大や新たな受け入れ先の開拓に努める。

ウ 処理・処分のフロー



(3) 道路・河川・港湾清掃ごみ

過去の実績より、埋立処分量は焼却等の中間処理により少量となるため、埋立処分計画には計上しない。

４　しゅんせつ土

(1)　河川しゅんせつ土

ア　発生予測量及び埋立処分量

令和２年度までに実施した深浅測量データ及び過去の実績により発生量を予測した。

表－７に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの発生予測量は６１９万m^3であり、減量・資源化後の埋立処分量は、４０５万m^3（５６７万ｔ）である。

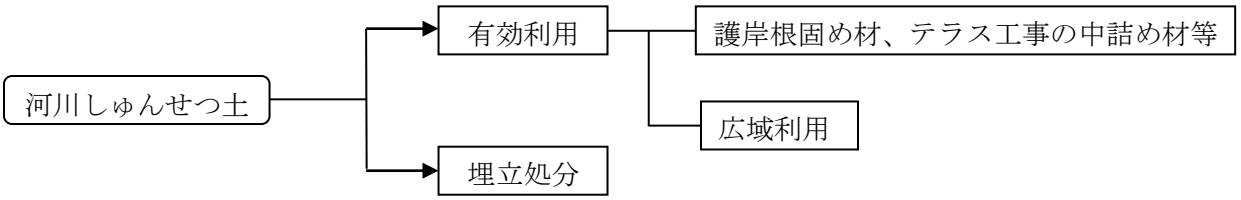
表－７　河川しゅんせつ土の発生予測量及び埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
発生予測量（万m^3）	１９６	２４１	１８２	６１９
埋立処分量（万m^3）	１３５	１３５	１３５	４０５
〃　　（万ｔ）	（１８９）	（１８９）	（１８９）	（５６７）

イ　減量・資源化施策

河川しゅんせつ土について、改良を行い、護岸根固め材やテラス工事の中詰め材等として有効利用を促進するほか、広域利用に努め、減量・資源化を図る。

ウ　処理・処分のフロー



(2) 港湾しゅんせつ土

ア 発生予測量及び埋立処分量

東京港第８次改訂港湾計画及び過去の実績等を基に発生量を予測した。

表－８に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの発生予測量は１，８００万m^3であり、減量・資源化後の埋立処分量は、９１０万m^3（１，２７４万ｔ）である。

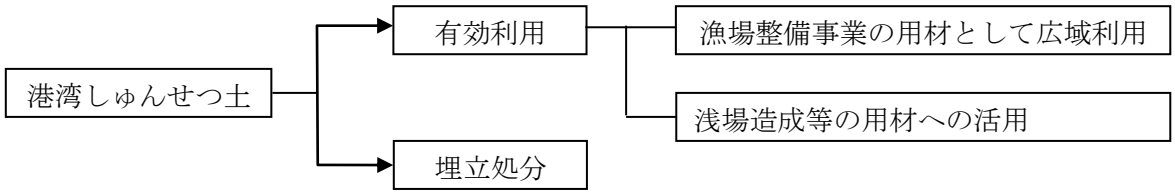
表－８　港湾しゅんせつ土の発生予測量及び埋立処分量

	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
発生予測量（万m^3）	６９０	５５５	５５５	１，８００
埋立処分量（万m^3）	３１０	３００	３００	９１０
〃　（万ｔ）	（４３４）	（４２０）	（４２０）	（１，２７４）

イ 減量・資源化施策

有効利用に適した性状の港湾しゅんせつ土については、東京湾における漁場整備事業の用材として、広域利用を推進していくとともに、護岸前面の浅場造成等の用材への活用を図るなど、全量を有効利用する。

ウ 処理・処分のフロー



５　建設発生土等(都内公共工事)

(1)　発生予測量及び受入量

過去の実績等を基に、発生量を予測した。

表－９に示すとおり、令和４年度から令和１８年度までの発生予測量は約８，１００万m^3である。このうち、処分場の基盤整備に必要な量として約４５０万m^3（８１０万ｔ）を受け入れる。

表－９　建設発生土等の発生予測量及び受入量

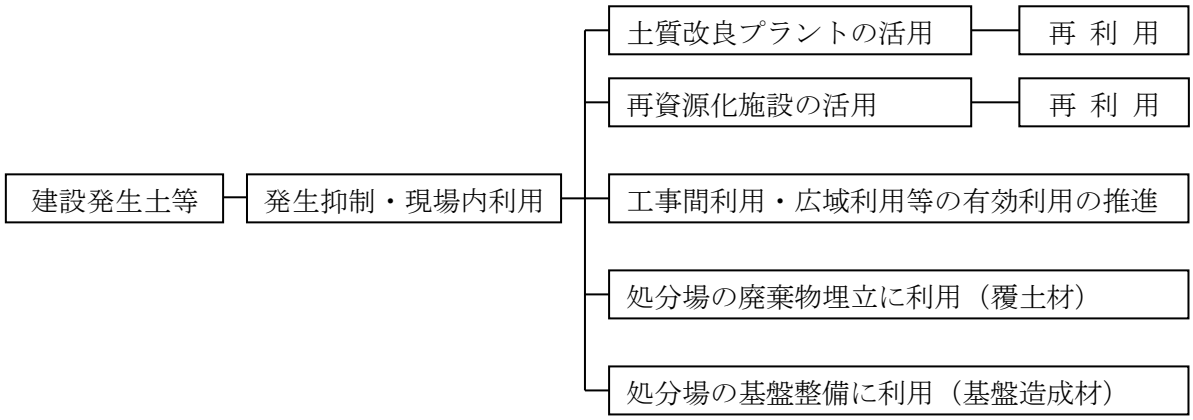
	4～8年度	9～13年度	14～18年度	合　計
発生予測量（万m^3）	２，７００	２，７００	２，７００	８，１００
受　入　量（万m^3）	１５０	１５０	１５０	４５０
〃　　（万ｔ）	（２７０）	（２７０）	（２７０）	（８１０）

(2)　減量・資源化施策

建設発生土について、発生抑制及び現場内利用を徹底し、工事間利用を積極的に推進するとともに、公的受入地等を活用した有効利用を推進する。

また、建設泥土についても、発生抑制及び現場内利用を徹底し、工事間利用を積極的に推進するとともに、公的受入地や再資源化施設の活用等により再利用を推進する。

(3)　処理・処分のフロー



６　広域処理支援による廃棄物

(1)　一般廃棄物

発生予測量及び埋立処分量

表－１０に示すとおり、発生予測量は、令和７年１月埼玉県川口市及び令和７年７月埼玉県蕨・戸田市の清掃工場の火災を受けて、同市の一般廃棄物の可燃ごみを２３区の清掃工場へ受け入れる予測量（５万ｔ）であり、埋立処分量は、２３区の清掃工場で受け入れる予測量を基に算出した０．４０万ｔ（０．２０万㎥）である。

受入期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とする。

受入に当たっては、２３区内の可燃ごみと同様の処理及び処分を行う。

表－１０　一般廃棄物の発生予測量及び埋立処分量

	６年度	７年度	８年度	合　計
発生予測量（万ｔ）	１	３	１	５
埋立処分量（万ｔ）	０．１０	０．２０	０．１０	０．４０
〃　（万m³）	（０．０５）	（０．１０）	（０．０５）	（０．２０）

(2)　災害廃棄物

発生予測量及び埋立処分量

表－１１に示すとおり、発生予測量は、令和６年能登半島地震により石川県で発生した災害廃棄物及び令和７年１０月の台風により八丈島で発生した災害廃棄物のうち、可燃性廃棄物を２３区の清掃工場で受け入れる最大量（２．４万ｔ）であり、埋立処分量は、２３区の清掃工場で受け入れる最大量を基に算出した０．２２万ｔ（０．１１万㎥）である。

受入期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とする。

また、石川県等との調整により受入期間の延長等が生じた場合には、令和９年度以降も受け入れるものとする。

災害廃棄物の受入に当たっては、一般廃棄物の可燃ごみと同様の処理及び処分を行う。

表－１１　災害廃棄物の発生予測量及び埋立処分量

	６年度	７年度	８年度	合　計
発生予測量（万ｔ）	１	１	０．４	２．４
埋立処分量（万ｔ）	０．１０	０．１０	０．０２	０．２２
〃　（万m³）	（０．０５）	（０．０５）	（０．０１）	（０．１１）

Ⅳ　新海面処分場の整備

１　容量増大を図る施策

新海面処分場の延命化を図るため、処分場の容量を増大させる以下の施策を実施していく。

(1)　深掘

処分場内海底地盤の深掘を着実に実施し、処分場の容量を増大させる。

なお、発生するしゅんせつ土は、東京湾における漁場整備事業の用材として有効利用を図る。

(2)　沈下促進（ブロック内地盤改良）

しゅんせつ土及び建設発生土等で所定の地盤まで埋め立てた後、バーチカルドレーン等による沈下促進工法を着実に実施していく。これにより、廃棄物等の埋立処分に伴う埋立地盤及び在来地盤の圧密沈下を促し、処分場の容量を増大させる。

(3)　しゅんせつ土減量化

受入済みのしゅんせつ土を改良し、基盤造成材等の土木材料として有効利用するなど、処分場の容量拡大に取り組んでいく。

２　廃棄物埋立護岸の整備

減量化や有効利用等に積極的に取り組んだ後に発生する廃棄物等を適正に処分するため、順次、廃棄物埋立護岸を整備し、新海面処分場に求められる埋立処分可能容量を着実に確保していく。